四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例ベトナム人看護師候補者　平成二十六年度に本邦に入国したベトナム人看護師候補者のうち、ベトナム交換公文1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　インドネシア人看護師等　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五並びに経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する者をいう。

三　フィリピン人看護師等　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六並びに経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する者をいう。

四　特例受入れ機関　その設立している病院（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修等の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者との間で締結した公私の機関をいう。

五　特例雇用受入れ施設　四において、特例ベトナム人看護師候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。

第三　特例の対象となる者

この告示による特例の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

一　特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の2及び3に定める要件に適合するとして同告示第四の規定により、厚生労働省から、特例ベトナム人看護師候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

二　在留状況が良好であること。

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

一　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及び特例ベトナム人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二　特例ベトナム人看護師候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を特例ベトナム人看護師候補者に支払うこととしていること。

三　特例ベトナム人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、特例ベトナム人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

四　特例雇用受入れ施設が特例ベトナム厚生労働省告示第二の二に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の三に定める要件を満たしていること。

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、平成三十年一月一日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、平成二十九年十月一日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

七　受け入れている特例ベトナム人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が失踪した場合にはこれを知った日時及び失踪状況について、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第五に定める手続を経て指定された特例受入れ機関との雇用契約に基づく特例雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合にはこれを知った日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該特例ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、平成二十九年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三　一の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者であって、看護師の資格を取得してベトナム人看護師としての活動を行おうとするものは、指針第五の四の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。

○法務省告示第二百四十九号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第三の一2㈠中「及び特例フィリピン人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例ベトナム人看護師候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」に改める。

第三の二2㈠、第三の三2㈠及び第三の四2㈠中「及び特例フィリピン人看護師候補者等」を「、特例フィリピン人看護師候補者等及び特例ベトナム人看護師候補者」に改める。